

機 械 ・ 電 氣 設 備
標 準 仕 様 書
(工事編)

令和 6 年 10 月

横浜市水道局

目 次

第1章 総則	1-1
1-1 適用	1-1
1-2 用語の定義	1-1
1-3 設計図書の照査等	1-3
1-4 工程表	1-4
1-5 施工計画書	1-4
1-6 工事実績情報の登録	1-4
1-7 監督員	1-4
1-8 工事用地等の使用	1-5
1-9 工事の着手	1-5
1-10 工事の下請負	1-5
1-11 施工体制台帳	1-5
1-12 請負人相互の協力	1-6
1-13 調査・試験に対する協力	1-6
1-14 工事の一時中止	1-6
1-15 設計図書の変更等	1-6
1-16 工期変更	1-6
1-17 支給材料及び貸与品	1-7
1-18 工事現場発生品	1-7
1-19 工事材料の品質	1-8
1-20 検査員等による検査（確認を含む）及び立会等	1-8
1-21 工事完成検査	1-9
1-22 出来形部分検査等	1-10
1-23 引渡し前の使用	1-10
1-24 施工管理	1-10
1-25 履行報告	1-11
1-26 使用人等の管理	1-11
1-27 工事中の安全確保	1-11
1-28 爆発及び火災の防止	1-13
1-29 後片付け	1-14
1-30 事故報告	1-14
1-31 環境対策	1-14

1-32 文化財の保護	1-14
1-33 交通安全管理	1-15
1-34 諸法令の遵守	1-15
1-35 官公庁への手続き等	1-17
1-36 施工時期及び施工時間の変更	1-18
1-37 提出書類	1-18
1-38 不可抗力による損害	1-18
1-39 特許権等	1-19
1-40 保険の付保、事故の補償及び掲示	1-19
1-41 火災保険等	1-19
1-42 標示板	1-20
1-43 案内標示板	1-20
1-44 施設の保全	1-20
1-45 資格を必要とする作業	1-20
1-46 工事用電力及び水道	1-20
1-47 工事対象物の保管責任	1-20
別表 提出書類一覧表	1-21
 第2章 機械設備工事標準仕様書	2-1
第1節 機械設備共通事項	2-1
2-1-1 システム設計	2-1
2-1-2 機器等の調達先	2-1
2-1-3 承諾図書	2-1
2-1-4 工事写真	2-2
2-1-5 完成図書	2-2
2-1-6 機器の機能保持	2-2
2-1-7 機器の表示	2-2
2-1-8 特殊付属工具	2-3
2-1-9 法令、条例等の適用	2-3
2-1-10 仮設物	2-3
2-1-11 関係事業者との協力等	2-4
2-1-12 施工管理	2-4
2-1-13 施工の点検及び立会	2-4
2-1-14 工程管理	2-4
2-1-15 組合せ試験及び総合試運転	2-5

2-1-16 他の仕様書の適用	2-6
第2節 製作・施工	2-7
第1項 機器の製作・据付	2-7
2-2-1 材料	2-7
2-2-2 機器等の設計製作、加工	2-8
2-2-3 機械基礎及び土木、建築作業	2-11
2-2-4 据付	2-12
2-2-5 モルタル左官仕上げ等	2-13
第2項 配管工事	2-14
2-2-6 配管材料	2-14
2-2-7 伸縮継手及び防振継手	2-16
2-2-8 弁	2-17
2-2-9 配管弁類の標準図示記号	2-18
2-2-10 配管上の注意事項	2-18
2-2-11 防鏽	2-24
2-2-12 被覆（保温等）工事	2-25
第3項 送排風ダクト	2-25
2-2-13 ビニル製ダクト	2-25
2-2-14 ステンレス鋼板製ダクト	2-25
第4項 塗装	2-25
2-2-15 一般事項	2-25
第5項 電気部分	2-32
2-2-16 適用基準	2-32
2-2-17 電気設備工事との取り合い	2-32
2-2-18 インバータ	2-32
第6項 共通仮設工事	2-32
2-2-19 仮設電気設備	2-32
2-2-20 仮設水道設備	2-32
2-2-21 施工用機器の搬出入	2-32
第3節 検査及び試験	2-33
2-3-1 検査等の種類	2-33
2-3-2 検査の内容	2-33
2-3-3 完成検査	2-33
2-3-4 出来形部分検査	2-34
2-3-5 社内検査及び工場立会検査	2-34

2-3-6 機器・材料搬入の確認	2-35
2-3-7 現場における完成検査前に実施する各種確認・試験、調整運転等	2-35
2-3-8 指定検査機関による検査を受ける製品	2-36
2-3-9 官公庁の検査	2-36
2-3-10 別途工事での検査等に協力する義務	2-36
2-3-11 クレーン・モノレールホイストの荷重試験	2-36
 第3章 電気設備工事標準仕様書	 3-1
第1節 電気設備共通事項	3-1
3-1-1 規格、基準等	3-1
3-1-2 事前調査	3-1
3-1-3 システム設計等	3-1
3-1-4 工事写真	3-4
3-1-5 完成図書等	3-4
3-1-6 機器の機能保持	3-4
3-1-7 総合試運転	3-4
3-1-8 機械設備工事との取り合い	3-5
3-1-9 開口部の処置	3-5
3-1-10 軽微な変更	3-5
3-1-11 その他	3-5
第2節 機器	3-7
第1項 共通事項	3-7
3-2-1 一般事項	3-7
3-2-2 単位	3-7
3-2-3 輸送	3-7
第2項 建築電気設備機器	3-7
3-2-4 一般事項	3-7
第3節 材料	3-8
第1項 電線類	3-8
3-3-1 ケーブル・電線及び付属品	3-8
3-3-2 バスダクト	3-8
第2項 電線・ケーブル保護材	3-9
3-3-3 配管及び付属品	3-9
3-3-4 プルボックス	3-9
3-3-5 金属ダクト	3-10

3-3-6 ケーブルラック	3-10
3-3-7 マンホール・ハンドホールの規格	3-11
第3項 接地材料	3-11
3-3-8 接地極	3-11
3-3-9 接地極埋設標等	3-11
3-3-10 接地端子箱	3-11
第4項 機械配管材料	3-11
3-3-11 配管及び付属品	3-11
第4節 施工	3-13
第1項 共通事項	3-13
3-4-1 一般事項	3-13
第2項 関連工事	3-13
3-4-2 仮設工事	3-13
3-4-3 土工事	3-13
3-4-4 地業工事	3-14
3-4-5 型枠	3-14
3-4-6 コンクリート工事	3-15
3-4-7 モルタル仕上げ	3-16
3-4-8 幅木	3-16
3-4-9 溶接工事	3-16
3-4-10 塗装工事	3-17
3-4-11 アクセスフロア工事	3-18
第3項 配電盤等据付	3-18
3-4-12 配電盤等の据付	3-18
第4項 計装機器据付	3-19
3-4-13 計装機器の据付	3-19
第5項 自家発電設備据付	3-20
3-4-14 自家発電設備機器の据付	3-20
3-4-15 自家発電設備用配管	3-21
第6項 屋内配線	3-25
3-4-16 ケーブル工事	3-25
3-4-17 光ファイバケーブル工事	3-27
3-4-18 金属電線管工事	3-28
3-4-19 合成樹脂電線管工事	3-30
3-4-20 金属製可とう電線管工事	3-30

3-4-21 金属ダクト工事	3-31
3-4-22 ケーブルラック工事	3-32
3-4-23 バスダクト工事	3-32
3-4-24 ケーブルピット工事	3-33
3-4-25 防火区画貫通工	3-33
3-4-26 壁貫通工	3-33
第7項 地中配線	3-33
3-4-27 一般事項	3-33
3-4-28 ハンドホール及びマンホールの布設	3-34
3-4-29 管路及びトラフ等の布設	3-34
3-4-30 ケーブルの布設	3-35
3-4-31 埋設位置の表示	3-35
第8項 架空配線	3-36
3-4-32 建柱	3-36
3-4-33 腕金等の取付	3-36
3-4-34 架線	3-36
3-4-35 支線及び支柱	3-37
第9項 接地	3-37
3-4-36 接地を施す電気工作物	3-37
3-4-37 接地線	3-39
3-4-38 接地の施工方法	3-40
3-4-39 各接地と避雷設備、避雷器の接地との離隔	3-40
3-4-40 接地極位置等の表示	3-41
第10項 避雷針工事	3-41
3-4-41 位置	3-41
3-4-42 突針取付	3-41
3-4-43 布設方法	3-41
3-4-44 その他	3-41
第11項 特殊場所の工事	3-42
3-4-45 粉じん危険場所	3-42
3-4-46 危険物等貯蔵場所	3-42
3-4-47 腐食性ガスのある場所	3-42
3-4-48 塩害のある場所	3-42
第5節 検査及び試験	3-43
3-5-1 社内検査及び工場立会検査	3-43

3-5-2 機器・材料搬入の確認	3-43
3-5-3 官庁検査等	3-43
3-5-4 完成検査	3-43
3-5-5 出来形部分検査	3-44
3-5-6 現場試験	3-44
第4章 付則	4-1
(付則 1) 施工計画書 作成要領	4-1
(付則 2) 機器設計製作図書の承諾願 作成要領	4-3
(付則 3) 施工設計図書の承諾願 作成要領	4-4
(付則 4) 機械・電気設備工事記録写真 作成要領	4-5
(付則 5) 工事完成図書等 作成要領	4-12
(付則 6) 工事完成図書等 作成要領	4-13
(付則 7) 設備機器の設計用標準水平震度 (Ks)	4-16
(付則 8) 工場検査指針	4-20
(付則 9) トルク管理チェックシート	4-26